

基本方針策定に係る関係機関等の意見の反映状況

第2章 いじめの防止等のために釧路市が実施する施策

No.	関係機関等の意見の概要	基本方針への反映
1	<p>【教育懇談会】</p> <p>・子供たちは、家庭環境などによって、言葉使いや精神的な状況も異なり、相手の受け止め方にも違いがあることを理解させ、言い方などを気を付けさせる指導が必要である。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.6 2 (1)いじめの防止 2つ目の○)</p> <p>「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、<u>全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させます。</u>」</p>
2	<p>【教育懇談会】</p> <p>・「くしろの子ども大集合」では、子供たちが自らネットの危険性などについて討論を行っており、ルールなども子供たちが主体性を持って決めさせる取組に効果がある。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.6 2 (1)いじめの防止 3つ目の○)</p> <p>「子供たちを取り巻く様々な問題や悩みについて、児童生徒と一般市民が討論を行う「<u>くしろの子ども大集合</u>」の開催や学校の「<u>いじめ・非行防止強化月間</u>」の取組、<u>中学校生徒会による「いじめ・非行防止新聞」の作成などを通して、いじめ根絶に向けた子供たちの主体的な取組を推進します。</u>」</p>

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

No.	関係機関等の意見の概要	基本方針への反映
3	<p>【教育懇談会】</p> <p>・いじめのアンケート調査は年に何度か行われているが、回数を多くしたり、無記名での提出など、さらに工夫をしてはどうか。</p>	<p>定期的な調査のほか、各学校において様々な取組も行っており、学級毎の調査や状況が悪化した際の個別相談等により対応している。</p> <p>また、意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.10 2 (2)いじめの早期発見 1つ目の○)</p> <p>「<u>○児童生徒に対する定期的ないじめ調査、人間関係や学校生活等での悩みを把握するQ-Uやアセス、また、学校での自主的な取組などを総合的かつ効果的に実施し、さらに、それらの結果を活用した担任による面談を行うことにより、いじめの早期発見につなげます。</u>」</p>
4	<p>【教育懇談会】</p> <p>・保護者（特に母親）の情報量は大きなものがあり、噂話や小さいことでも、気軽に情報を学校に提供しやすい環境づくりや姿勢が大事である。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.10 2 (2)いじめの早期発見 2つ目の○)</p> <p>「<u>○児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行うとともに、いじめ事案の関係者以外でもいじめの情報を提供しやすい環境づくりを進めます。</u>」</p>

<p>5</p>	<p>【教育懇談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた子供が、安心して学校に通える環境づくりや対応が重要であり、特に、狭い校区の中では小学校から中学校まで長期間、関係が継続するため、いじめの解決への適切な判断や対応が必要である。 ・単純にいじめの件数の多寡ではなく、どのように解決するか、また何をもって解決したと判断するのが重要である。 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.10 2 (3)いじめへの対処 3・6つ目の○)</p> <p>「○いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、<u>いじめを行った児童生徒を一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講じるとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する継続的な支援を行います。</u>」</p> <p>「○いじめの解消については、<u>いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ対策委員会において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断します。</u>」</p>
<p>6</p>	<p>【教育懇談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発生し複雑化すると対応が難しくなることから、家庭と連携した対応、解決が重要であり、日頃から家庭との情報共有に努め信頼関係を築いていく必要がある。 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.11 2 (4)家庭や地域、関係機関との連携 1 つ目の○)</p> <p>「○家庭においては、<u>家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童生徒の変化について気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から児童生徒の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげます。</u>」</p>
<p>7</p>	<p>【教育懇談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは集団の中では、あつて当たり前の気持ちで対応すべきであり、見て見ぬふりをせず、少しでも登校渋りの状況が見られた場合などは注意して見ていく必要がある。 ・ネットなどを使った陰湿ないじめが現代の風潮であり、これに気付くためには家庭内での日頃のコミュニケーションにより察知できる関係性が必要である。 ・保護者も学校も、常にいじめがあることを前提に、深くなる前に初期の段階で対応していくことが重要であり、「何かあったの」という姿勢での観察が必要である。 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.11 2 (4)家庭や地域、関係機関との連携 1 つ目の○)</p> <p>「○家庭においては、<u>家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童生徒の変化について気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から児童生徒の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげます。</u>」</p>
<p>8</p>	<p>【教育懇談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泣きながら下校している子供を見かけたが、そのようなときに気軽に声をかけることも見守りの一つである。 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.11 2 (4)家庭や地域、関係機関との連携 3 つ目の○)</p> <p>「○<u>通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、登下校中や休日の児童生徒の様子について、日常の情報連携に努めます。</u>」</p>
<p>9</p>	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章及び第3章では、いじめの内容や実態に応じて、教育委員会の「いじめ解決サポートチー 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.12 学校におけるいじめへの対処の流れ)</p> <p>フロー図の教育委員会の枠の中に「サポートチーム」</p>

	ム」との連携を図り対応することとしていることから、「P.12 学校におけるいじめへの対処の流れ」のフロー図においても「サポートチーム」を表示した方がよい。	を表示する。
10	<p>【庁内関係部署】</p> <p>・「P.12 学校におけるいじめへの対処の流れ」において、「①いじめの発見」は、地域や関係機関からの通報で発見される場合も想定されるため、その観点を盛り込むか、或いは、地域や関係機関との連携も含め、全体の表現が適切かどうかを検討する必要がある。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.12 学校におけるいじめへの対処の流れ)</p> <p>フロー図の学校との連携先に「<u>地域・関係機関</u>」を盛り込む。</p> <p>「⑥教育委員会及び地域や関係機関との連携 ○学校外でのいじめや犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等における地域や関係機関との連携」</p>

その他

No.	関係機関等の意見の概要	基本方針への反映
11	<p>【関係機関】</p> <p>・いじめは早期に見つけ、周りが知らなかったということがないように目を背けず対応されることを望む。</p>	<p>基本方針の中で位置付けている「全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする」という基本理念の下、基本方針に掲げる、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処の実施を徹底する。</p>